

2026 年 6 月 24 日

認定企業ドクター申請機関 募集要項

一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会

1. 制度の目的

認定企業ドクター制度は、中小企業の持続的成長及び経営課題の解決に向け、可視化及び伴走型支援を行う人材を育成・認定し、企業支援の質の向上を図るとともに、健全かつ持続可能な社会の実現に貢献することを目的とします。

本制度における申請機関は、認定企業ドクター認定候補者に対する研修及び試験を実施し、協会が別に定める方法により認定情報の登録及び報告を行う役割を担います。

2. 申請機関とは

申請機関とは、一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会（以下「協会」という。）が認定する法人又は団体であり、認定企業ドクター制度の運営主体として研修、試験及び活動支援を実施する機関をいいます。

3. 申請資格

申請機関認定制度規程に定める申請資格を満たす法人又は団体であること。

4. 認定要件

申請機関は、次の要件を満たしている必要があります。

- （１）研修体制を有していること
- （２）試験体制を有していること
- （３）活動支援体制を有していること
- （４）管理体制を有していること
- （５）企業診断支援基盤を有していること
- （６）コンプライアンス及び個人情報保護体制を有していること

※詳細は申請機関認定制度規程及び申請機関審査基準によります。

5. 申請方法

申請を希望する法人又は団体は、所定の申請書類を協会へ提出してください。

6. 費用

申請機関認定料、更新料、認定企業ドクター認定に係る費用その他の費用については、別途定めるものとします。

費用の詳細については、事務局（kigyoun-dc@sp2.or.jp）までお問い合わせください。

7. 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- (1) 様式1 認定企業ドクター申請機関認定申請書
- (2) 様式2 申請機関概要書
- (3) 様式3 認定企業ドクター制度活用計画書
- (4) 様式4 申請機関体制確認書
- (5) 様式5 反社会的勢力排除に関する誓約書

8. 審査方法

協会は、提出書類の確認及び必要に応じたヒアリングその他協会が必要と認める方法により審査を行います。

9. 認定

協会は、審査の結果、認定要件を満たしていると認めた場合、申請機関として認定します。

10. 認定期間

申請機関の認定期間は、認定日から2年間とします。

11. 認定後の主な役割

認定された申請機関は、次の役割を担います。

- (1) 認定企業ドクター認定候補者に対する研修の実施
- (2) 認定企業ドクター認定候補者に対する試験の実施
- (3) 認定企業ドクター認定候補者に対する活動支援
- (4) 認定企業ドクター認定情報の登録及び報告
- (5) 協会への報告その他制度運営への協力
- (6) 認定企業ドクター制度の普及活動

12. 協力機関

申請機関は、協会が別に定める手続に従い、協力機関を設置することができます。

協力機関の活動に関する責任は、申請機関が負うものとします。

1 3. 認定の取消し

協会は、申請機関認定制度規程に定める場合、認定を取り消すことがあります。

1 4. その他

本募集要項に定めのない事項については、申請機関認定制度規程その他協会が定める規程によるものとします。

1 5. お問い合わせ先

一般社団法人中小企業個人情報セキュリティー推進協会

認定企業ドクター制度 事務局

メールアドレス：kigyoudc@sp2.or.jp